

## 愛知県立大学副学長に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第8条第2項の規定に基づき、愛知県立大学（以下「本学」という。）の副学長の配置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 数)

第2条 本学に2名の副学長を置き、それぞれ副学長（総括）及び副学長（戦略企画・広報担当）とする。

(職 務)

第3条 副学長（総括）は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長（戦略企画・広報担当）は、学長の大学改革を含む将来ビジョンを支えるために、必要となる施策を提言する。

(選考の時期)

第4条 副学長の選考は、次の場合に行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長の辞任の申し出が承認されたとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

2 前項の選考は、同項第1号の場合において、任期満了の1月前までに、同項第2号及び第3号の場合においては、それぞれの事由の生じた日から速やかに行うものとする。ただし、学長の任期満了に伴う場合は、この限りでない。

(選 考)

第5条 副学長（総括）については、学長又は学長予定者が、候補者を選定し、面接を実施したうえ、予定者を選考する。

2 副学長（戦略企画・広報担当）については、学長又は学長予定者が、候補者を面接を実施したうえ選定し、理事長と協議し、予定者を選考する。

(任 期)

第6条 副学長の任期は、原則3年とする。ただし、前条の規定により選考した学長の任期を超えることができない。

- 2 副学長の再任は、これを妨げない。
- 3 任期の途中で副学長の交替があった場合、後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(細 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 12 月 24 日から施行する。